

捕獲班の取組で 地域を鳥獣被害から守りましょう！ ～地域ぐるみの捕獲体制づくり～

農作物への被害のみならず、市街地に出没し住民へも被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲対策は、被害農家などの地域住民と捕獲従事者が連携した地域ぐるみでの取組が効果的です。

捕獲の現状

有害鳥獣の捕獲には、わなの設置から、餌付けのための餌やり、見回り、捕獲鳥獣の止め刺しや後処理、わなの撤去など、重労働で手間のかかる作業が必要です。これらを行う捕獲従事者（狩猟免許所持者）には、大きな負担がかかっています。

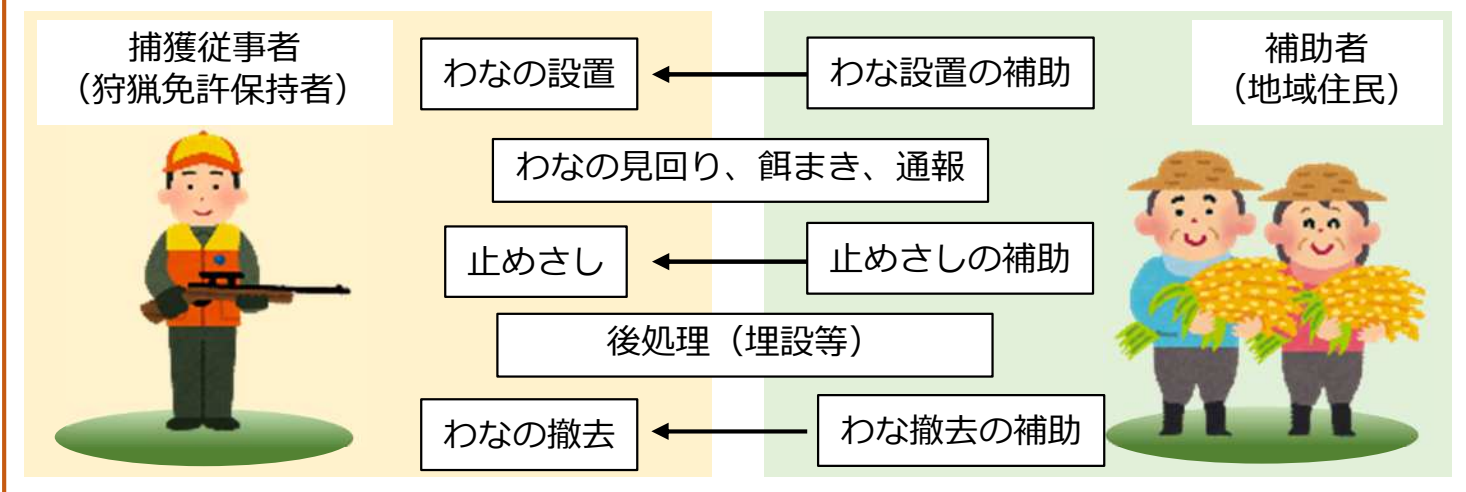


捕獲班とは？

捕獲従事者と補助者とで構成された、有害鳥獣捕獲のための組織です。

わなの設置や止めさし、わなの撤去を行うには狩猟免許が必要ですが、それに係る補助や手伝いは、免許を所持していなくても行うことができます。捕獲従事者と被害を受けた地域住民（補助者）が協力して捕獲を行うことで、捕獲従事者の負担を軽減するとともに、より多くのわなを設置して捕獲圧を上げることで、地域に出没する鳥獣の個体数を減らす効果的な捕獲につながります。

捕獲班



**地域で協力して有害鳥獣の
効果的な捕獲に取り組んでみましょう！**

次ページ以降、捕獲班の優良事例を紹介しています。

県内での捕獲班取り組み事例

※ワイヤーメッシュをWMと表記

県内初の捕獲班結成！石室地区（唐津市）の取組

基本情報 … 狩猟免許所持者：3名 補助者：26名 主要作物：水稲

結成のきっかけ（H23～）

イノシシ被害が多く、現状の体制では捕獲が追い付かず、わなの管理も難しい状況に。そこで、被害防止のために「石室地区有害鳥獣被害対策協議会」を設立。効率的な個体数調整のために捕獲班を結成し、現在は3班体制で活動している。

取組内容

石室では、箱わなの見回りを補助者で分担し、わなの設置場所とわなごとの担当者名を地図上で見える化している。併せてWMの設置箇所も地図上に落としており、年2回実施しているWM等の点検時にも役立っている。

また、捕獲したイノシシの一部はジビエとして有効活用しており、解体から加工、調理まで自分たちで行っている。年1回の供養祭では住民にジビエ料理をふるまう等、集落ぐるみでイノシシ対策に関わっている。



今後の課題

加害個体の効果的な捕獲のため、くくりわなの活用も検討している。

補助金の活用

中山間直接支払交付金：猟友会会費、WMの修繕 等 捕獲報償金：駆除員・補助員の手当

捕獲の取組を地域へ発信！土元地区（江北町）の取組

基本情報 … 狩猟免許所持者：2名 補助者：4名 主要作物：野菜、果樹

結成のきっかけ（H29～）

イノシシが集落に出没し、農作物も生活被害も心配に。町長が直々に狩猟免許取得推進を図り、区長自らが狩猟免許を取得して農家の有志で捕獲班を結成。現在は23基の箱わなを設置し、年間70～120頭のイノシシを捕獲している。

取組内容

餌やりや見回りは補助者を中心に、ほぼ毎日実施している。結成当初はなかなか捕獲まで至らず苦労をしたが、経験を積むことで技術を磨き、当初1人1台管理していた箱わなを現在は5台ほどまで拡大できた。

土元では、農家以外の住民にもイノシシ被害の現状や捕獲班の活動を知ってもらうため、年2回ほど公民館だよりを発行している。これを通して、住民の安全を守っている人たちの存在を知ってもらい、活動に興味を持ってもらいたいと思っている。



今後の課題

後継者の育成。若手班員のつながりにより、若手の担い手参入を期待している。

補助金の活用

佐賀県イノシシ等被害防止対策事業：箱わなの購入 捕獲報償金：補助者の手当 等



少人数でも協力し合って地域を守る！中木庭地区（鹿島市）の取組

基本情報 … 狩猟免許所持者：1名 補助者：4名 主要作物：水稲

結成のきっかけ（R2～）

山際に位置する集落で戸数も少なく、免許所持者と協力して捕獲に取り組んでいた。「捕獲班」の取り組みを知り、これまで協力してきたメンバーと班を結成。R2～R4の期間は鹿島市の補助事業を活用しながら、効率的な活動を実施。

取組内容

中木庭地区では、月1～2回はWMの点検を行い、壊されたところはすぐに修繕するようにしている。また、設置個所は地図に落として班員で共有している。餌やりや見回りは、班員で担当場所を決めて行っている。

4月、8月、2月には班員全員で話し合う機会を設け、獣害対策に関する反省点や今後の取り組みについて、意見交換を行っている。班員との密な連携を通して、これからも集落の農地を守っていく。



今後の課題

アライグマの出没が多く、小型わなの導入が必要。

補助金の活用

鹿島市捕獲班設置事業（市単）：WMの導入・修繕、餌代 等

集落でイノシシに立ち向かう！城原地区（神埼市）の取組

基本情報 … 狩猟免許所持者：3名 補助者：32名 主要作物：水稲、麦

結成のきっかけ（H28～）

イノシシが集落に出没し、農作物被害だけでなく、生活被害まで及ぶ事態に。危機感を感じ、集落自らが関係機関に相談し、被害対策について検討。捕獲の必要性が高まったことから研修会を実施し、参加したメンバーで捕獲班を結成。

取組内容

免許所持者3名を中心に捕獲を行っており、捕獲頭数は年々増加。捕獲したイノシシは脊振山系鳥獣処理加工センターへ持ち込み、処理してもらっている。受け入れ時間外は市が設置している冷蔵庫に一時保管しており、いつ捕獲があっても対応できる体制が整っている。

住民の関心が高いこともあり、イノシシの動きや捕獲情報については定期的に集落の機関誌に掲載している。これからも住民が安心して過ごせるよう、取り組みを継続していく。



今後の課題

兼業農家が多く集落外へ仕事に出ている若手が多いため、若い担い手の育成が今後の課題。

補助金の活用

捕獲報償金：捕獲者の手当、新規者の狩猟免許取得費用・わな購入のための積み立て 等

取組を始める前に

班員で以下のことについて十分に話し合い、スムーズな活動を目指しましょう。

- 鳥獣を捕獲した時の対応
止め刺し方法、処分方法、処分場所 等
- わなの見回り方法
場所や頻度、えさのやり方、見回り当番 等
- 予算の準備・使い方
道具や餌の購入、班員への手当、捕獲報償金の配分 等
- 作業中の事故
連絡体制、保険への加入 等



取組の留意点

- ・補助者は捕獲技術や安全性に関する講習会を事前に受講する必要があります。
- ・捕獲作業の補助は、狩猟免許所持者の指示のもとで行いましょう。
- ・安全面を考慮し、わなによる捕獲（銃は含まない）を行いましょう。

活用できる補助事業

捕獲班を新たに設置する場合、以下の補助事業が活用できます。

佐賀県イノシシ等被害防止対策事業

- 事業実施主体：市町または協議会
- 補助金：定額10万円（1班あたり1回限り）
- 内容：捕獲班の設置を集落等へ委託するために必要な経費
（例）箱わな購入費、保険代、えさ代、資材代 等
- 交付要件
 - ・捕獲班の班員は、過去に鳥獣保護管理法等の関係法令に違反したことがない者。
 - ・捕獲班の班員は、市町長による有害鳥獣捕獲許可を受けること。
 - ・補助者は、許可申請者の市町又は法人が開催する捕獲に関する講習会を受講し、捕獲技術、安全性等が確保されている者。



-----連絡先-----

〇〇市役所 〇〇課

〒840-0000 〇〇市〇〇町〇番〇号

TEL：0950-00-0000

佐賀県〇〇農業振興センター

〒840-0000 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

TEL：0950-00-0000

佐賀県農林水産部生産者支援課

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

TEL：0952-25-7113